

青森市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

〈対象家庭〉 青森市内に在住のひとり親家庭等のかたで、

① 次の理由で、一時的に支援が必要 または 生活環境等が激変し、日常生活に特に大きな支障が生じている家庭

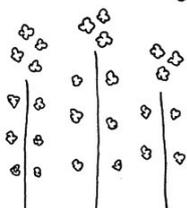
- ・技能習得のための通学、就職活動
- ・疾病、出産、看護、介護、事故、災害
- ・冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加
- ・転勤、出張、残業 など



② 小学生以下の児童を養育しており、仕事上の理由で帰宅時間が遅くなる場合(※)などに、定期的に支援が必要な家庭

◎ ※通常の勤務時間内である場合は対象外です

- [例]・通常の勤務時間が9～17時で、20時まで残業があり保育園の迎えに間に合わない場合⇒対象
- ・通常の勤務時間が11～20時で、毎日保育園の迎えに間に合わない場合⇒対象外



〈支援内容〉 家庭生活支援員を派遣し次の支援を行います

乳幼児の保育、食事の世話、医療機関等との連絡、
住居の掃除、生活必需品の買物 など

《家庭生活支援員とは？》

ホームヘルパー3級以上の資格を持つかた、介護福祉士や社会福祉士のかた、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を修了したかた、保育士等の資格を持つかたです。

利用には要件がありますので、詳しくは、事前に子育て支援課にお問合せください。ご家庭や生活の状況をお伺いさせていただきます。

※次のような場合には、支援の対象とならないことがあります。

- ・一時的な事由と認められない場合（定期的な支援の事由に該当する場合を除く）や、日常的な家事の範囲を超える場合
- ・緊急時や家庭生活支援員の都合がつかない場合
- ・支援内容や支援日数・時間が、必要と認められる範囲を超える場合
- ・家族や親類など、支援を見込めるかたが身近にいる場合
- ・利用できる他の制度やサービスがある場合

裏面もご覧ください ➡

【利用者負担】

- ① 市民税非課税世帯、児童扶養手当受給水準世帯、生活保護受給世帯のかた…無料
- ② ①以外の世帯のかた…〔生活援助〕一時間 300 円／〔子育て支援〕一時間 150 円

※利用されるかたのご自宅での子育て支援は生活援助として取り扱います。

※最小利用時間は一時間からです。

※未婚のひとり親家庭の場合は、婚姻歴がなくても婚姻歴のあるひとり親家庭と同等の負担となるよう「みなし寡婦(夫)控除」を適用し算定します。

【お問合せ先】

〒030-0801 青森市新町 1-3-7 (駅前庁舎 2 階)

青森市福祉部子育て支援課 (電話 017-734-5334)

青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センター (電話 017-734-5817)



青森市ホームページも
ご覧ください。

